

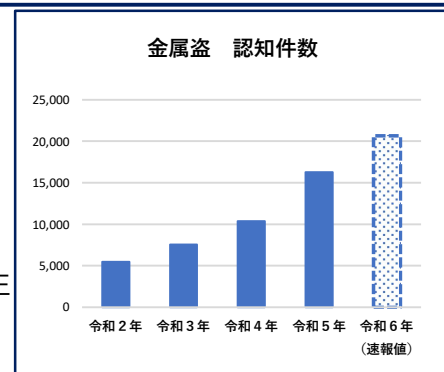
金属盗対策に関する検討会報告書の概要

背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗を

はじめとする金属盗が増加

- ・ 令和5年の金属盗の認知件数は**令和2年の同件数の約3倍**
- ・ 令和5年の金属盗の**被害額は、130億円以上**（窃盗全体の約2割）
→ 材質別では、**銅の被害が約97億7,900万円**で全体の**約7割**
- ・ 太陽光発電設備の被害により、
長期間にわたる発電停止による経済的損失も発生



金属盗に用いられる犯行用具の特徴

- ・ 金属ケーブル窃盗に使用された**犯行用具の8割以上がケーブルカッター**
又はボルトクリッパー

検討の基本的な方向性

- 金属盗が急増しており、今後も金属盗が続く可能性が高いことを踏まえ、
 - ① **金属くずの買受け**
 - ② **金属盗に用いられる犯行用具**
 - ③ 金属盗難に遭うおそれの大きい事業者への**防犯情報の周知**について、**法律**により**実効性のある対策を迅速に講じる**ことが必要
- 具体的な対策の検討に際しては、
 - ① 規制の目的と業者全体に課される負担との均衡に留意すべき
 - ② 法律による対応のほか、地域的な特性等に応じた条例による対応も認められるべき

今後の方向性

規制対象とする金属

- 必要最小限の規制とする観点から、**特に被害実態の多い金属を中心に規制**すべきであり、被害実態に鑑みると、**まずは少なくとも銅を規制**すべき
- 今後、金属価格の変動等により、異なる金属の盗難被害が増加することもあり得ることから、**その時々**の**犯罪情勢に応じて、規制対象とする金属を追加**することを可能とすべき

金属くずの買受け規制の在り方

① 取引時の本人確認等

- 金属くず買受け業者に対する
 - ✓ **顔写真付きの本人確認書類による本人確認等の義務付け**
 - ✓ **本人確認記録・取引記録の作成及び保存の義務付け**
 - ✓ **盗品が持ち込まれるリスクが低い場合は、本人確認の負担を軽減**

② 盗品である疑いがある場合の申告等

- 金属くず買受け業者に対する**盗品である疑いがある場合の申告**の義務付け

③ 監督等

- **届出制により金属くず買受け業者の実態を把握**
- **警察からの金属盗難被害等に関する情報提供**
- **コンプライアンス意識の低い業者にも各種義務を履行させるよう監督**

金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方

- 現に金属盗の犯行に用いられている一定の**ケーブルカッターやボルトクリッパーを規制**
- 今後、異なる犯行用具を使用した犯行が増加することもあり得ることから、**その時々**の**犯罪情勢に応じて、規制対象とする工具を追加**することを可能とすべき
- ピッキング防止法におけるドライバーやバールと同様に、**隠匿携帯を処罰対象**とすべき

金属盗難の防止に資する情報の周知の在り方

- 事業者等における自主防犯対策を更に促進し、盗難の防止に資するため、**警察から特に金属盗難の被害に遭うおそれが大きい事業者等に対し**て**防犯情報を周知**